

研究力の分析に資するデータ標準化の推進に関する
ガイドライン対応ならびに次世代 HRI システム再構築
のための労働者派遣業務 一式
仕 様 書

令和 元 年 8 月 7 日

1. 業務内容

- (1) 「研究の分析に資するデータ標準化の推進に関するガイドライン」に係るデータ提供業務
(9月～12月)
 - ・対内閣府委託機関との連絡調整窓口
 - ・インプットデータ作成
 - ・学内調整（データ提供依頼、とりまとめ）
- (2) 次世代一橋大学研究者データベース（HRI）システム構築（2019/1～）
 - ・開発方針検討（学内要件整理、スケジュール、予算調整）
 - ・開発進捗、課題管理
 - ・データ移行作業（HRI→researchmap）
 - ・学内周知、運用マニュアル作成
 - ・ユーザー問い合わせ窓口
 - ・ユーザーデータ入力代行
 - ・シーズ集再構築
- (3) 研究・社会連携課における各種一般事務
上記業務の状況に応じて当課における各種一般事務にも対応すること。

2. 人数

1名

3. 派遣に必要な要件

次の要件を満たしていることとする。なお、本業務の性質上、派遣労働者には環境の変化に応じた問題・課題の能動的な発見および解決等、担当業務への積極的主体的な関与が求められる。

3-1. 派遣元要件

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得していること。
- (2) 厚生労働省委託事業「優良派遣事業者推奨事業」により、優良派遣事業者の認定を受けていること。
- (3) 本業務と同程度の規模の業務を実施するための労働者派遣実績（累計期間 5 年以上）を有すること。
- (4) 契約手続きに関する、必要な書類、機器、送料、通信費並びに消耗品等の諸費用は、受託者の負担とすること。また通勤にかかる交通費は委託者の負担とする。

3-2. 派遣労働者要件

- (1) 「Excel」及び「Access」のソフトウェア操作に優れる者
- (2) システム開発経験を有していればなお望ましい
- (3) 内閣府の担当者や学内の教員・事務職員・学生に対する窓口対応、実務作業を行うことが

できること。

- (4) 本学からの申し出があり、派遣労働者の業務能力の不足等が認められた場合には、派遣元は派遣労働者を変更すること。

4. 業務実施場所

本業務は以下の場所にて実施する。

東京都国立市中 2-1

5. 派遣期間、業務実施日等

- (1) 派遣期間は令和元年 9 月 17 日（火）から令和 2 年 3 月 31 日（火）までとする。
ただし、土曜日及び日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日、その他本学学長が指定した休業日は除く。
- (2) 業務実施時間は、8 時 30 分～17 時 15 分（うち休憩 1 時間）とする。
- (3) 業務の都合により必要があれば残業に応じられること。

6. 業務報告

派遣労働者は、業務日毎に所定の方法により業務報告を本学担当者へ行うこと。

7. 遵守事項

本業務遂行にあたって、以下を遵守すること。

- (1) 派遣元及び派遣労働者は、業務上知り得た機密情報を第三者へ漏洩しないこと。また、業務外の目的に利用しないこと。
- (2) 派遣元及び派遣労働者は、本契約の有効期間終了後、業務上知り得た機密情報を直ちに破棄すること。
- (3) 派遣労働者は、本学情報セキュリティ・ポリシー及びその他の本学規程を遵守すること。
- (4) 派遣労働者は、本業務に関係のない場所へ立ち入らないこと。
- (5) 派遣労働者は、本学が保有する物品及びデータの取扱において、これらを破損又は滅失しないよう十分注意し、また、本学担当者の許可なく持ち出し又はソフトウェア導入等の仕様変更を行わないこと。
- (6) 派遣労働者は、業務実施場所における防災・防火・節電等のルールを遵守すること。
- (7) 上記以外の事項及び詳細については、本学担当者との協議の上、これを決定すること。

8. その他

派遣元は、本仕様書に記載のない事項について対応する必要がある場合は、本学との協議の上、対応措置を決定すること。